



# まつえ北商工会かわら版 Vol. 3

まつえ北商工会 松江市鹿島町古浦607-3

☎(0852)82-2266 e-mail:matu-kita@shoko-shimane.or.jp

## 【金融最新情報】平成19年11月1日現在

金融のご相談は商工会各本支所へ、低利な融資をあっせんします。

- ・ 国民生活金融金庫
 

経営改善貸付制度（マル経）	2. 20%
普通貸付制度	2. 50%～2. 55%（運転資金） 2. 50%～2. 90%（設備資金）
- ・ 県制度融資（標記金利の他に信用保証料0.4%～1.7%）
 

カッコ内は責任共有制度対象外の金利

一般運転資金	2. 35%（2. 2%）
一般設備資金	2. 15%（2. 0%）
小規模企業特別資金（新設）	（1. 9%）
小規模企業育成資金	2. 05%（1. 9%）
長期経営安定緊急資金	2. 35%（2. 2%）
構造転換支援資金	2. 65%（2. 5%）

なお、信用保証料は一定の条件を満たした場合セーフティーネット保証制度を活用すると0.91%（0.91%以下の保証制度の場合は、低い保証料率を適用）の保証料率が適用されます。

小規模企業特別資金は保証協会の貸付残高が合計1,250万円以内となる小規模事業者が対象となります。

## 【まつえ北商工会ホームページを開設しました】

まつえ北商工会ホームページを9月20日に開設しました。掲載内容は主に企業支援のご案内や地域情報・イベント情報などお役立ち情報を発信してまいります。

URLアドレス

<http://www.matu-kita.shoko-shimane.or.jp>

企業リンク等ご希望の方は商工会までご申し出ください。なお、バナー広告掲載については別途掲載料が必要となります。（企業リンクについては無料）



## 【年末調整のご案内】

本年も年末調整を行う時期が近づいてまいりました。「年末調整」は、ご承知のとおり、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続で、給与の源泉徴収の総決算ともいえるべきものです。年末調整の基本的な仕組みは昨年と変わりありませんが、定率減税の廃止と所得税率が改正されています。

納付期限である1月10日に遅れないよう、早め早めのご準備をお願いいたします。なお、納期の特例の承認を受けている方で「納期限の特例に関する届出書」を提出されている方の納付期限は1月22日です。

○準備いただくもの

- ・ 源泉徴収簿等の毎月の支給額及び税額がわかるもの
- ・ 扶養及び配偶者の状況がわかるもの
- ・ 生命保険、損害保険等の証明書
- ・ 国民年金等の社会保険料の証明書
- ・ 住宅借入金等証明書・町より送付されている給与支払報告書
- ・ その他税務署から送付されている封筒

## 【e-taxのご案内】

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、これまで書面により行われていた国税の申告、納税及び申請・届出等の手続きを、インターネット等で行うことが出来るシステムです。e-Taxを利用することにより、国税に関する各種手続き（①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税に係る申告 ②全税目に係る納税 ③法廷調書の提出や青色申告の承認申請などの各種申請・届出等）が自宅やオフィスに居ながらにして可能になります。

特に源泉所得税の納付、消費税の中間納付や申告（課税期間の特例の適用を受けている場合）など、ご利用機会の多い手続きについては大変便利になるシステムです。

・ 事前手続き

①e-Taxに利用可能な電子証明書を事前に取得しておく必要があります。

また、電子証明書がICカードに格納されている場合には、別途、ICカードリーダー及びそれを利用するためのソフトウェアが必要となります。

※利用可能な電子証明書の詳細はe-TaxのHP (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご参照ください。

②開始届出書と本人確認書類（住民票の写しなど）を税務署へ送付、または持参により提出します。

③税務署から利用者識別番号等の通知書とe-TaxソフトのCD-ROMが送付されますので、暗証番号の変更や電子証明書の登録などを行います。

なお、送付時期については、開始届出書を提出していただいた翌月の末頃となりますので、利用開始を希望される時期から十分余裕をもってご提出ください。